

令和6年度 元東山営業所
フロン排出抑制法に基づく
空調機器点検業務委託仕様書

上下水道局経営戦略室

(委託名)

第1条 令和6年度 元東山営業所フロン排出抑制法に基づく空調機器点検業務委託

(業務の概要)

第2条 本業務は、京都市上下水道局元東山営業所（以下「元東山営業所」という。）に設置されている空調機器について、フロン排出抑制法に基づく定期点検業務を委託するものであり、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) フロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく、空調機器の定期点検（法令に従った有資格者にて直接法や間接法による専門的な冷媒漏えいの検査、機器の異音及び外観等の検査）を実施すること。点検内容等については、メーカー仕様及びその他施行された法令に基づくこと。
- (2) 点検・整備記録簿を作成し、提出すること。
- (3) 作業日及び作業内容等を明記した作業記録写真簿等を作成し、提出すること。
- (4) フロンの漏えいが発見された場合は、場所を特定し、直ちに報告すること。
- (5) 点検結果に基づき設備改修等（空調機器の修繕含む）が必要なときは、改修対象箇所及び内容について報告するとともに、改修に係る費用の概算見積書を提出すること。
- (6) その他、本業務に関連する業務

(設置機器)

第3条 元東山営業所に設置されている空調機器のうち、対象となる機器については別紙のとおりとする。

(委託業務実施場所)

第4条 本業務の委託業務実施場所は次のとおりとする。

名称：京都市上下水道局元東山営業所

所在地：京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

(履行期限)

第5条 本業務の履行期限は、令和7年1月31日までとする。

(作業日時)

第6条 作業日時は、京都市の休日を定める条例第1条に定める休日を除く午前10時から午後5時までの間とする。なお、作業日時については、事前に発注者と受注者が協議のうえ決定するものとし、業務の支障にならないよう配慮すること。

(法令等の遵守)

第7条 受注者は、本仕様書並びに京都市上下水道局契約規程、その他業務上関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

(第三者への委託)

第8条 受注者は、委託業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ発注者に申請し、その承諾を得なければならない。再委託する場合、受託者は再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(費用の負担)

第9条 次の各号にあげる費用は受注者の負担とする。

- (1) 作業に必要な機械、器具、材料等に係る費用。ただし、作業に必要な水及び電力は上下水道局が提供する。
- (2) 各種の試験、検査に必要な費用。
- (3) その他作業上当然必要となる費用。

(補償)

第10条 作業において発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者は直ちに発注者に報告するとともに、受注者の責任において復旧並びに損害の弁償をしなければならない。

(提出書類)

第11条 受注者は次の書類を提出すること。

(1) 着手時

ア 着手届	1部
イ 作業者一覧表	1部
ウ 作業予定表	1部

※ 作業者一覧表には作業責任者、冷媒フロン類取扱技術者等を明示すること。また、必要に応じて資格者証のコピー等を添付すること。

(2) 完了後

ア 完了届	1部
イ 請求書	1部
ウ 点検・整備記録簿（プリント版）	1部
エ 点検・整備記録簿（電子データ）	1枚
オ 作業記録写真簿	1部
カ 設備改修に係る報告書及び概算見積書	必要数
キ その他必要に応じた書類	

※ 点検・整備記録簿の様式については、発注者と協議のうえ受注者が作成すること。

※ 点検・整備記録簿（電子データ）は、CD-Rで提出すること。

※ 作業記録写真簿は、必要事項を記入した看板を入れて撮影すること。

※ 設備改修に係る報告書及び概算見積書については、改修を要する箇所がある場合のみ提出すること。

(安全対策等)

第12条 本業務の実施にあたっては、受注者は諸法令・法規を遵守し、事故の防止に万全の注意を払うこと。

(秘密保持)

第13条 受注者は、本業務の実施にあたり、業務遂行上知り得た発注者の情報（機密事項や個人情報等）を第三者に漏洩しないこと。

(その他)

第14条 その他については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、別途、発注者の指示に従うこと。また、必要のある場合に仕様の変更を行う場合がある。ただし、軽易な変更については契約金額の増減は行わない。
- (2) 委託料については、完了後一括払いとする。

なお、上下水道局は、受注者による適正な請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

別紙

(施設名称) 京都市上下水道局 元東山営業所

(管理する第一種特定製品に係る事項)

機器の特定に関する事項							充填されているフロン類に関する事項		備考
機器の名称	設置場所	製造者(メーカー)	型番	定格出力(kW)	エンジン 定格出力(kW)	製造年	フロンの種類	充填量(kg)	
ガスヒートポンプエアコン	3階屋上	ヤンマー	YGZP450K1NB (6AKU0446N)	冷45.0 暖50.0	10.00	2016年	R410-A	17.20	平成29年2月20日新規設置及びフロン充填 I系統、室内機は1階 エンジン定格出力が7.5~50kW未満のため、 3年に1回以上の定期点検が必要 令和4年3月に前回点検実施済み
ガスヒートポンプエアコン	3階屋上	ヤンマー	YGZP450K1NB (6AKU0443N)	冷45.0 暖50.0	10.00	2016年	R410-A	17.20	平成29年2月20日新規設置及びフロン充填 II系統、室内機は2階 エンジン定格出力が7.5~50kW未満のため、 3年に1回以上の定期点検が必要 令和4年3月に前回点検実施済み
ガスヒートポンプエアコン	3階屋上	ヤンマー	YNZP355K1NB (6ANU0635N)	冷35.5 暖40.0	7.90	2017年	R410-A	13.10	平成29年2月20日新規設置及びフロン充填 III系統、室内機は2階 エンジン定格出力が7.5~50kW未満のため、 3年に1回以上の定期点検が必要 令和4年3月に前回点検実施済み
ガスヒートポンプエアコン	3階屋上	ヤンマー	YGZP450K1NB (6AKU0447N)	冷45.0 暖50.0	10.00	2016年	R410-A	17.20	平成29年2月20日新規設置及びフロン充填 IV系統、室内機は3階 エンジン定格出力が7.5~50kW未満のため、 3年に1回以上の定期点検が必要 令和4年3月に前回点検実施済み